

在宅高齢者接種支援の説明会アンケート質問回答（回答日 R3.4.2）

質問	回答
<p>（問1）独居で、家族が広島市内に在住の場合は家族に任せればいいのでしょうか？自分達ケアマネは、家族がいるにも関わらず、支援しないといけないケースはどんな場合ですか？</p>	<p>説明会の資料のイメージとしては、家族の有無に関わらず、介護サービス受給や独居に該当する方には、ケアマネジャーなどの支援者の皆さんからの声掛けを行うことを想定しています。ただし、支援を行う対象者の範囲などは、地域の状況に応じて、市町との調整の際に取り決めておくことが適当と考えられます。</p>
<p>（問2）説明は効能と副反応、アナフィラキシー程度で良いか？</p>	<p>ワクチン接種に関する説明は、実施主体である市町から、接種券の送付や広報などによって、実施されることが想定されます。ケアマネジャーなどの支援者の皆さんは、声掛けの際の本人からの質問に可能な範囲で対応いただき、対応が難しい場合は、県の相談コールセンターなどへの相談を勧めてください。</p>
<p>（問3）ワクチン接種についてのチラシは、新聞をとってない方にも必ず行き渡りますか？（クーポンに添付されますか？）</p>	<p>県の広報チラシは、新聞折り込み以外では市町や高齢者施設に送付しています。また、県ホームページから、ダウンロードが可能です。各市町が送付する接種券には、県の広報チラシではなく、別のお知らせ文書が同封される予定です。</p>
<p>（問4）接種を拒否された方の氏名等の情報を市等に報告が必要ですか？</p>	<p>接種の拒否の意思表示を市町に報告するかどうかは、市町との調整の際に取り決めておくことが適当と考えられます。なお、本人の同意のもとで行うことが想定されます。</p>
<p>（問5）接種券を紛失や破棄してしまった場合、再交付は可能なのでしょうか？その際には担当ケアマネでも可能でしょうか。</p>	<p>接種券を紛失、滅失、破損等した場合は、接種券の再発行ができます。この手続きは、郵送、窓口、電話やWEBによる申請ができます。本人・ご家族に同意を得た上で、代理で接種券の再発行を申請することも可能とされています。</p>
<p>（問6）寝たきりの方など意思疎通が難しい方の接種はどのようにすれば良いか？家族の判断が良いのか？</p>	<p>意思確認が困難な場合であっても、家族や、介護保険施設等に入所している場合は嘱託医等の協力を得ながら本人の意思確認をし、接種についての同意を確認できた場合に接種することとされています。また、本人の接種の同意が確認できるが、自署が困難な場合の代筆者については家族に限定されているわけではなく、施設職員等が本人の同意を確認して代筆することも認められます。以上のとおり、本人の接種の同意の確認が必要であり、家族の判断での接種はできません。</p>
<p>（問7）身寄りの無い認知症の一人暮らしの高齢者への意思確認について難しい。</p>	<p>問6のように、ワクチンの接種において、本人の同意は必須であるため、かかりつけ医などの協力を得ながら、意思確認を行うことが必要です。</p>
<p>（問8）かかりつけ医へ相談とありましたが、県医師会等を通じて医療機関へはワクチン接種に関する留意事項等は、医療機関へ十分周知できているのでしょうか。</p>	<p>接種に当たって、基礎疾患、アレルギーがある場合や副反応が起きた場合には、かかりつけ医などへの受診・相談を推奨しています。これらのことは、県医師会・地区医師会などとの会議や接種施設への説明などによって、医療機関への周知を図っています。</p>
<p>（問9）受診先の主治医が接種機関とは異なっている場合に主治医での機関で接種出来る方法はないですか。</p>	<p>現時点で承認されているファイザー社のワクチンの接種は、国からワクチンが配送される基本型接種施設とこれに紐づけられるサテライト型接種施設に限定されています。これ以外の医療機関では、ワクチンの流通がないため、接種できません。</p>
<p>（問10）ワクチン接種は何処のクリニックでも受けることが可能でしょうか</p>	<p>現時点で承認されているファイザー社のワクチンの接種は、国からワクチンが配送される基本型接種施設とこれに紐づけられるサテライト型接種施設に限定されています。これ以外の医療機関では、ワクチンの流通がないため、接種できません。【再掲】</p>
<p>（問11）ニュースなどの報道でワクチン2回接種後はマスクはしなくてもいい、外出も自由と発信している内容を確認したが事実なのか？その後の個々の生活で注意すること等も教えていただけると良かった。</p>	<p>ワクチンを受けた方は、新型コロナウイルス感染症の発症を予防できると期待されていますが、ワクチンを受けた方から他人への感染をどの程度予防できるかはまだ分かっていません。また、ワクチン接種が徐々に進んでいく段階では、すぐに多くの方が予防接種を受けられるわけではなく、ワクチンを受けた方も受けていない方も、共に社会生活を営んでいくこととなります。このため、引き続き、基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。</p>
<p>（問12）ワクチン2回接種後の生活は現状の制限がある生活と何か変化（＝前向きになれる要素）があれば教えてほしい。</p>	<p>ファイザー社のワクチンの発症予防効果は、海外での臨床試験の結果では、95%であったと報告されています。ただし、前問に記載のように、当面は、引き続き、基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。</p>
<p>（問13）説明会の議事録の発信予定はありますか。</p>	<p>説明会の議事録の送付予定はありません。なお、各出席者、市町等には動画の共有を4月25日まで行っています。</p>
<p>（問14）高齢者施設等の従業者への優先接種について、居宅サービス事業者併設の介護保険施設の場合、市町によっては介護保険施設の従業者のみが優先接種になる場合があるということですか？</p>	<p>ワクチンの優先接種の対象となる「高齢者施設の従業者」に居宅サービス事業所等の従業者を含めるかどうかは、市町が、新型コロナウイルス感染症が拡大し、地域において病床がひっ迫する場合などの状況を踏まえ、必要に応じて県に相談した上で、判断することになっています。なお、県では、県内のこれまでの感染状況の現状を踏まえて、令和3年3月29日付けで、県内の市町が、居宅サービス事業所等の従業者を優先接種に含める方向で決定を行う場合には、県への相談を要しないことを各市町へ通知しています。</p>
<p>（問15）スライド27の接種に注意するとは具体的にどのようなことか？</p>	<p>スライド27には接種の判断を行う際に注意を要する方を挙げており、いずれかに該当する場合は、健康状態及び体質を勘案して、診察及び接種適否の判断を慎重に行います。また、予防接種の必要性、副反応、有用性について十分な説明を行い、同意を確実に得た上で注意して接種することとされています。</p>